

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	出戸田沢地区 (出戸田沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 24日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内の農地の多くは60～70代の農業者を中心に維持してきたが、若者世代の人口流失により後継者が不足し、今後は現状を維持することさえ困難になりつつある。

・高齢や機械の更新を機に離農を考える農業者が増えることが想定されるが、集落内に担い手が少ないため、集落外の耕作者に頼らざるを得ない状況にある。

・出戸田沢集落は、山際に位置することから田の畦畔が大きく農地管理(草刈り)に係る負担の増大や有害鳥獣被害が年々増加している。

・資材高騰や米価の下落等により農業者の生産意欲が低下している。

地域の基礎的データ】農業者:19人(センサス) 認定農業者:8人 新規就農者:0人
主な作物:水稻・穀類・果樹等

(2) 地域における農業の将来の在り方

・新たな担い手の確保が困難なことから、集落内の休日農業者や小規模農家により農地の維持に努め、さらに集落外からの入作者を確保し基盤整備を実施した農地については荒廃を防止する。

・農道及び農業用水路については集落と耕作者が一体となって維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	81.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地及び施設の保全管理が困難になる可能性があるため、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織と連携し、地域ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。 ・耕作放棄地を防止するため、JAへそばの作業受委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①山際の農地について、有害鳥獣を誘引する作物の作付けを避け、耕作者自ら電気柵の設置等で被害防止策を講じる。
⑦多面的機能活動交付金の事業を活用し、農道や水路の保全管理を進める。